

# 道路位置指定等 の 取扱基準

建築基準法第42条第1項第5号による道路の位置の指定等及び第42条第2項による道路の指定の変更等及び第42条第1項第3号による道路の変更等を申請等する場合は、同法施行令および施行規則、世田谷区建築基準法施行細則の規定に基づくほか、この「世田谷区道路位置指定等の取扱基準」によるものとします。

いつまでも住み続けたい「魅力あふれる安全・安心のまち」の実現をめざす

## 世田谷区

防災街づくり担当部

建築安全課 建築線・狭あい道路整備担当

令和2年11月

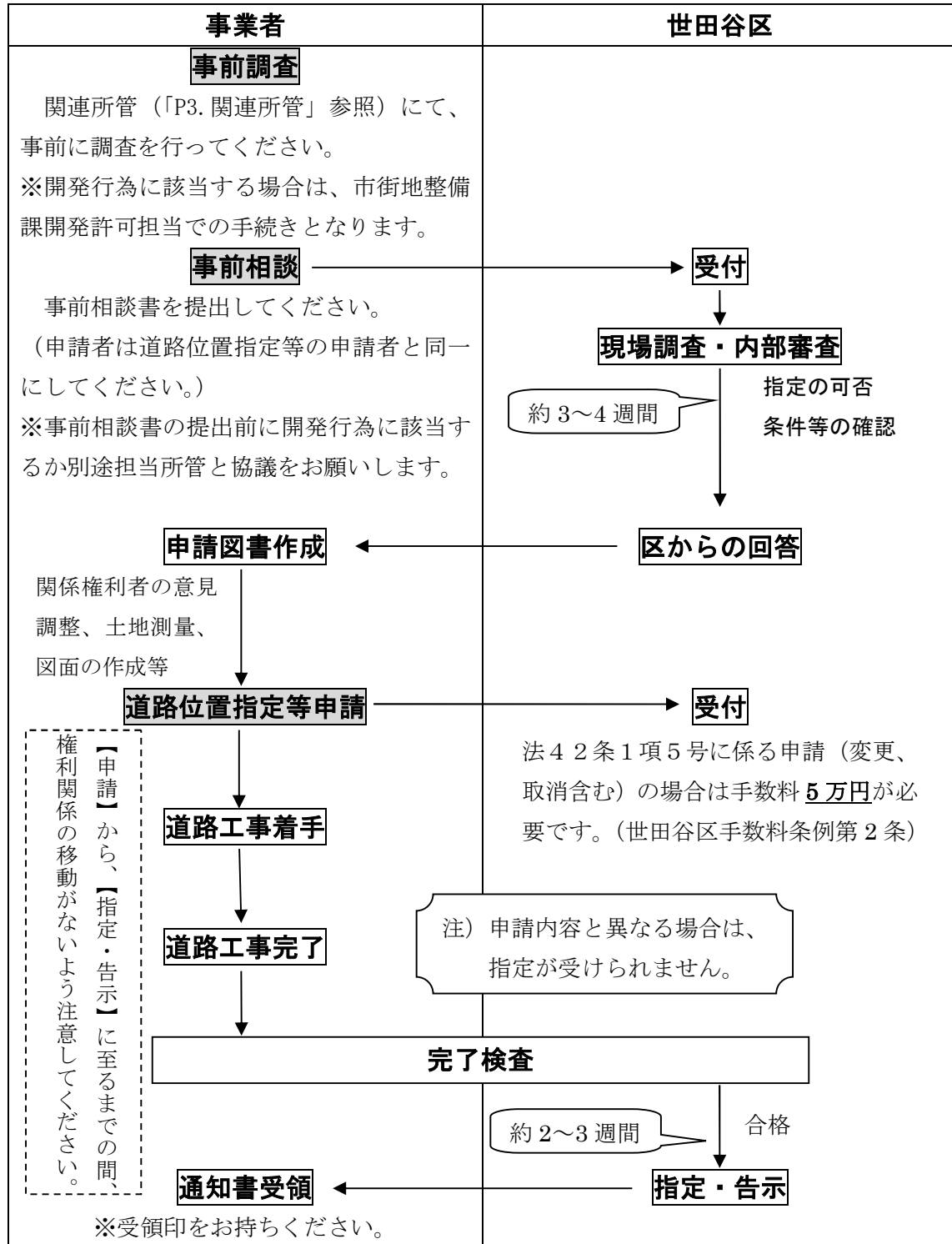


## 目 次

第1.	道路位置指定等の手続きについて	
1.	道路位置指定等の手続きの流れ	2
2.	申請図書について	4
(1)	申請書類	4
ア	申請書	
イ	申請図	
(2)	添付書類	6
ア	印鑑証明書	
イ	土地・建物登記事項証明書	
(3)	その他必要に応じて添付する書類	6
3.	承諾を必要とする関係権利者の範囲	8
4.	申請書類の作成	9
5.	道路の変更又は取消	10
6.	既存の位置指定道路に係る場合の申請区分について	11
第2.	道路の基準	
1.	幅員と延長の基準	12
2.	転回広場の基準	14
3.	すみ切りの基準	15
4.	道路の構造の基準	15
附則		16
	建築基準法施行令（抜粋）	17
	建築基準法施行規則（抜粋）	18
	世田谷区建築基準法施行細則（抜粋）、東京都建築安全条例（抜粋）	19

# 第1. 道路位置指定等の手続きについて

## 1. 道路位置指定等の手続きの流れ



※期間については、目安です。また、公道上の指定、変更、取消は、通常より期間がかかります。

注) 500㎡以上の開発区域での道路の指定・変更・取消は開発行為に該当します。開発行為に該当する場合は、道路に関する基準と取扱窓口が異なりますのでご注意ください。その他の関連事項については、以下も参考に確認してください。

#### 関連所管

- ◇都市整備政策部 市街地整備課 開発許可担当  
「開発行為」に該当するかについて  
「宅地造成等規制法」について
  
- ◇各総合支所 街づくり課 街づくり担当  
地区計画区域内の区画道路について  
「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」について  
東京都風致地区条例（玉川・砧地区）
  
- ◇都市整備政策部 建築審査課 建築審査担当  
敷地面積最低限度  
接道長さ  
のほか建築基準法、東京都建築安全条例に関することについて
  
- ◇都市整備政策部 都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当  
「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」の届出  
※位置指定の指定及び変更を行う場合は、施工条件有無等相談してください。
  
- ◇防災街づくり担当部 建築安全課 建築線・狭あい道路整備担当  
接続する道路等の「建築基準法上の区分」  
道路位置指定等の事前相談
  
- ◇道路・交通計画部 道路管理課 道路認定担当・境界確定担当  
区道等の幅員、官民境界について  
公有地を含む道路位置指定をする場合の承諾について
  
- ◇土木部 土木計画調整課 占用担当  
沿道掘削、承認工事申請、占用許可

## 2. 申請図書について

### (1) 申請書類

ア 申請書（別紙第17号様式）（法第42条第2項の場合は依頼書（第15号の4様式）、法第42条第1項第3号の場合は届出書（第21号の3様式））

- (ア) 申請者は道路の築造等に関係ある者とし、共同であることができる。
- (イ) 申請代理人は一級建築士、二級建築士、測量士または土地家屋調査士の資格を有するものとする。（委任状に資格等を記載する）
- (ウ) 「道路指定となる土地の地名地番」は、申請に係わる道路予定地又は所在地の地名、地番を記載する。土地の一部が道路となる場合は「～の一部」と記載し、無地番の国有地を含む場合は「～番地先」と記載する。
- (エ) 「申請道路の幅員」は、道路の中心に直角に測り、幅員が一定でない道路は、その変化点各々の値を記入する。
- (オ) 「申請道路の延長」は、道路の幅員ごとに延長を記入し、中心線の長さを合計したものを記載する。単位はそれぞれメートル（小数点以下第2位まで）とする。
- (カ) 「自動車転回広場」は、面積で記載する。単位は平方メートル（小数点以下第2位まで）とする。

イ 申請図（別紙第18号様式）（法42条第2項の場合は第19号様式、法42条第1項3号の場合は、第21号の4様式）

- (ア) 用紙は日本産業規格A列2番とし、にじまない用紙とする。
- (イ) 「道路となる土地の地名地番・幅員・延長」は、申請書（第17号様式）に記入した事項とおなじものを記載する。
- (ウ) 道路位置変更申請の場合の表示部の幅員、延長、自動車転回広場欄は、取消す部分及び新たに指定する部分を表示する。
- (エ) 測量者および図面作成者欄は一級建築士、二級建築士、測量士または土地家屋調査士の登録番号も記入する。
- (オ) 付近見取り図は縮尺1/2500程度とし、方位、申請道路の位置、付近の目標、街区および既存道路等の状況を明確に表示する。なお、個人情報や著作権に留意すること。
- (カ) 地籍図
  - (a) 申請図の凡例にしたがって記載する。

- (b) 縮尺は、1/100、1/200、1/250、1/300、1/500、1/600のいずれかとする。
  - (c) 方位は付近見取り図と一致させる。
  - (d) 地番界および地番を記入する。申請道路の用地となる土地及びその隣接地について表記すること。
  - (e) 申請道路について幅員、延長（中心線）、周囲の長さおよび杭の位置を明示する。
  - (f) 既存道路について、建築基準法上の道路種別と位置および幅員を明示する。位置指定道路の場合は、指定年月日・番号を記入する。
  - (g) 敷地周囲の長さを示し、既存建築物および予定建築物の配置、用途および主要出入口の方向（矢印）を明示する。特に路地状敷地の場合は路地状部分の間口と長さを記入する。
  - (h) 各敷地および地番ごとに承諾を必要とする権利者名をそれぞれ権利者別に記入する。
  - (i) がけ、擁壁等、高低差のある場合はその計画地盤高さ等を明示する。
- (キ) 道路の横断面図・縦断面図
- (a) 横断面図は、側溝、縁石、暗渠、道路面の構造を図示し、幅員を表示する。擁壁等がある場合はその断面も図示する。縮尺は1/50程度とする。
  - (b) 縦断面図は道路の延長方向に高低差がある場合に、勾配（パーセント）を表示する。
- (ク) 公図写し
- (a) 最新のものとする。
  - (b) 申請する道路の位置を点線で図示する。
  - (c) 写した日付を一級建築士、二級建築士、測量士または土地家屋調査士が記名により証明する（日付は処分時に3ヶ月を超えないものとし、処分時に公図の変更がある場合は日付も訂正する）。
- (ケ) 承諾書
- (a) 権利別に承諾者の氏名、現住所を記入し登録された印鑑で承諾印を捺印する。
  - (b) 承諾年月日は関係権利者全員の承諾を得た日付を「この図面のとおり道路位置の指定（変更、取消し）を承諾いたします。」の欄の日付として記入する。

- (c) 親権者、法定代理人、公有地管理者のある場合は、これらの資格を権利等欄に記入する。
- (d) 図面のつなぎ合わせ目には関係権利者全員の割り印を捺印する。

## (2) 添付書類

### ア 印鑑証明書（全権利者分）

- (ア) 関係権利者全員の印鑑証明書を添付する（法人の場合はその法人の代表者事項証明書も添付すること）。ただし、外国にいる場合は現地日本領事館の証明とすることができる。
- (イ) 受付時において、原則3か月を越えないものとする。
- (ウ) 処分時に、関係権利者の変更があった場合は再度提出する。

### イ 土地・建物登記事項証明書

- (ア) 受付時において、3か月を越えないものとする。処分時に3か月を越える場合は、関係権利者の変更がないことを確認するため、再度提出する。
- (イ) 道路となる土地及び道路に沿接する土地・建物(工作物含む)についての登記事項証明書を添付する。
- (ウ) 登記されていない建物については公的機関にて証明される書類を添付する。（例：課税証明書等）

## (3) その他必要に応じて添付する書類

### ア 委任状

申請者にかわり代理人が申請手続を代行する時に添付する。申請書写しにその写しを添付する。

### イ 住民票または住居表示証明書等

権利者の現住所と登記事項証明書（土地、建物）の住所が相違している場合に登記簿上の権利者と同一人であることが確認できる書類を添付する。

### ウ 戸籍謄本、死亡証明書

相続関係を明らかにする必要がある時に添付する。相続登記がされていない場合は相続者が証明できる書類を添付する。（例：遺産分割協議書等）

### エ 占用許可書及び工作物設置許可書の写し

水路敷を横断して指定する場合に添付する。



**オ 農地法第 4 条又は第 5 条による許可書の写し又は転用申請書の提出証明書**

指定道路となる土地が農地である場合に添付する。

**カ 土地区画整理法第 7 6 条の許可申請書**

土地区画整理事業決定区域内に指定する場合に添付する。

**キ 風致地区条例第 3 条による許可書の写し**

該当する場合は、許可書の写しを添付する（建築物の新築等に係る許可は除く）。

**ク 宅地造成等規制法第 8 条による許可書の写し**

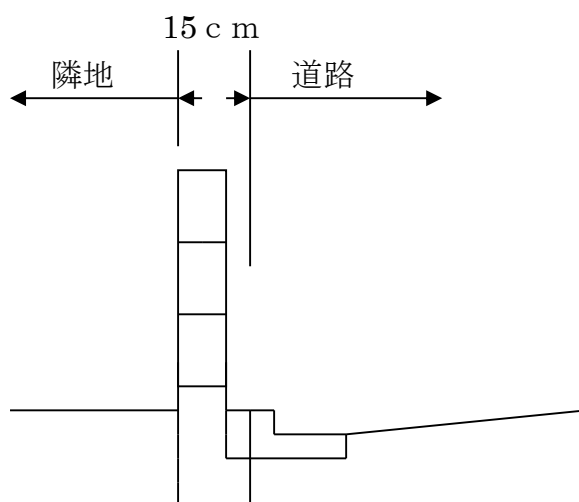
宅地造成工事規制区域内に指定する場合に添付する。

**ケ 公道に接続して指定する場合**

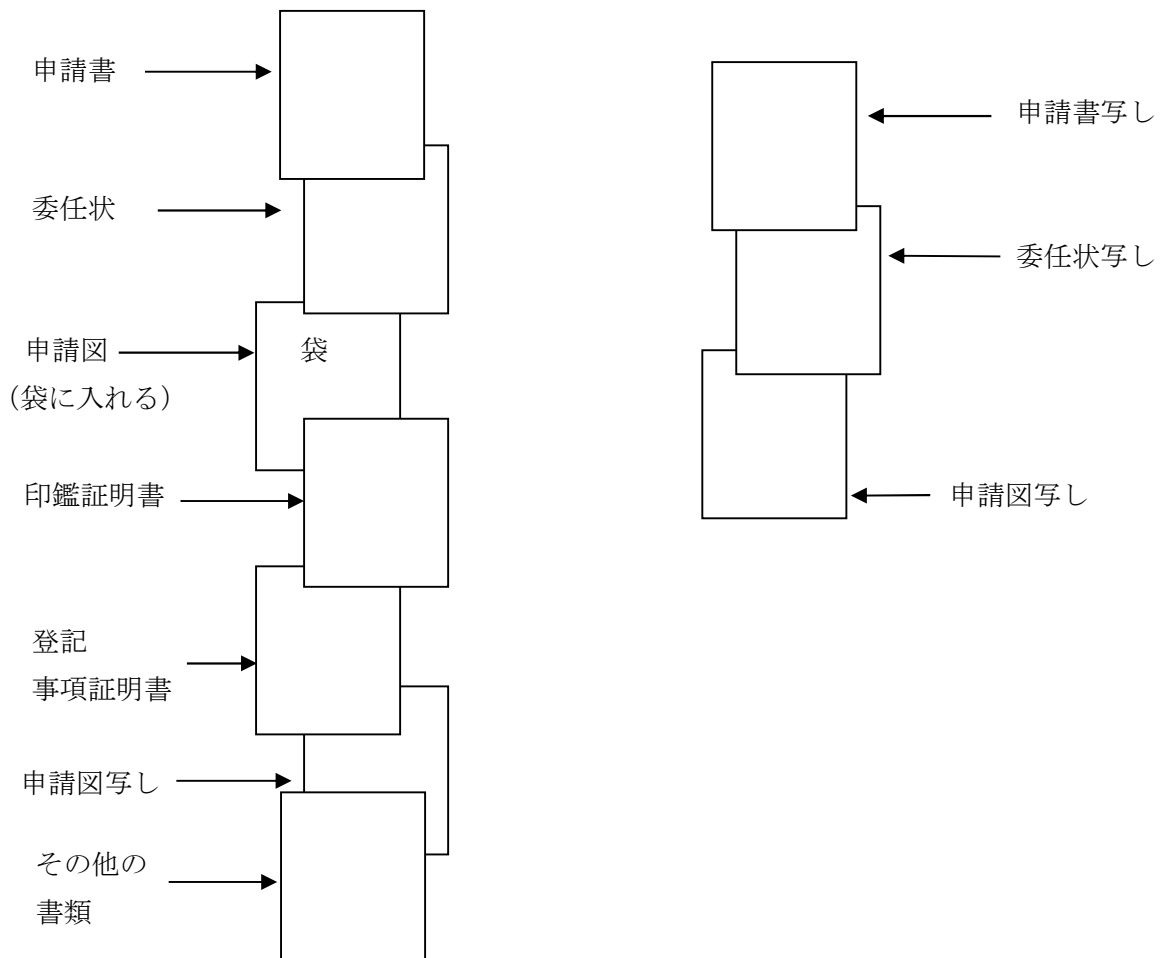
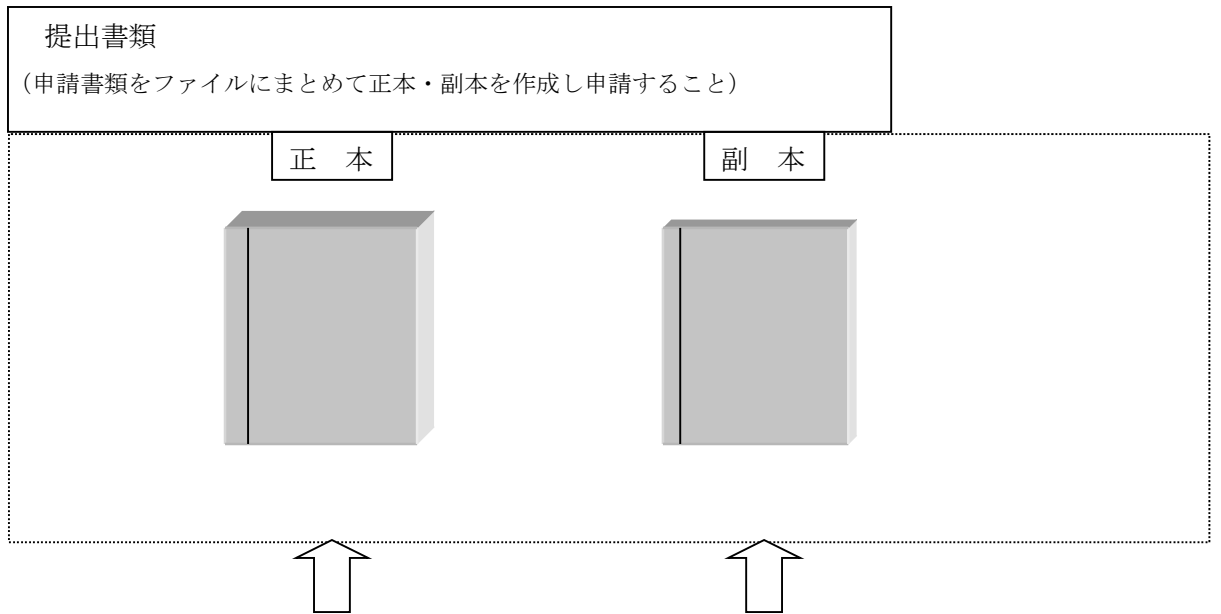
原則として境界確定図を添付する。境界確定がなされていない場合は、境界確定を行うことが望ましい。

### 3. 承諾を必要とする関係権利者の範囲

- (1) 道路となる土地およびその土地にある建築物、工作物に関して権利を有する者で、次のとおりとする。
  - ア 所有権、賃借権、使用权、地役権、質権、抵当権、差押債権等を有する者。
  - イ 売買契約書等により権利が証明される者。
  - ウ 仮登記権利者。
- (2) 道路となる土地に沿接する土地（離隔距離が原則として15cm未満の土地を含む（下図参照以下同じ。））およびその土地にある建築物、工作物に関して権利を有する者のうち、所有権、差押債権を有する者とする。
- (3) 既存道路に接続して指定する場合は接続道路部分の所有権、差押債権を有する者とする。
- (4) 幅員を狭くする変更の場合の向かい側の道路に沿接する土地およびその土地にある建築物、工作物に関して所有権、差押債権を有する者。
- (5) 権利を有するものが共有名義の場合は全権利者。ただし、沿接地がマンションの場合は区分所有法に基づく管理者（承諾は集会の決議に基づく）。



#### 4. 申請書類の作成



## 5. 道路の変更又は取消

道路の変更又は取消はこの基準を準用するほか、次の各号に掲げるもとする。

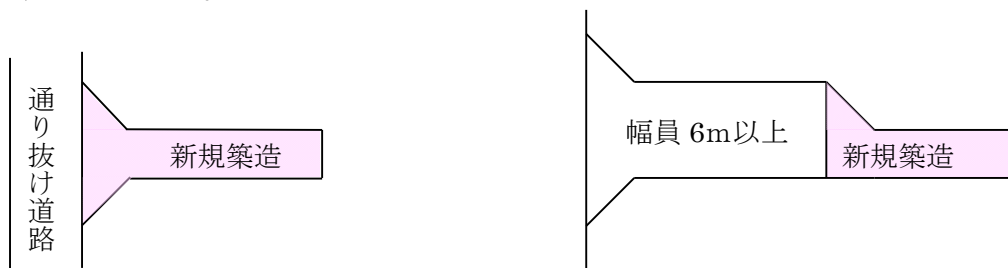
- (1) 建築基準法施行令144条の4に規定する「道に関する基準」に抵触することとなる場合は認められない。
- (2) その道路に接する敷地が建築基準法第43条第1項の規定又は同条第3項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合は認められない。
- (3) 通り抜け道路が袋路状道路となる一部変更は認められない。ただし、原則として通り抜け道路の全ての関係権利者の承諾が得られる場合はこのかぎりでない。
- (4) 道路の一部の幅員を変更することは原則として認められない。
- (5) 承諾を要しない場合の特例  
道路に沿接する土地等の権利を有する者のうち、次のいずれかに掲げる者の承諾は要しないこととする。
  - ア 変更・取消により利益のみを得ると思われる部分の関係権利者。
  - イ 変更・取消が軽微で、適正かつ合理的と認められる場合の関係権利者。

## 6. 既存の位置指定道路に係る場合の申請区分について

申請区分は「指定申請」、「変更申請」、「取消申請」とする。

### (1) 指定申請

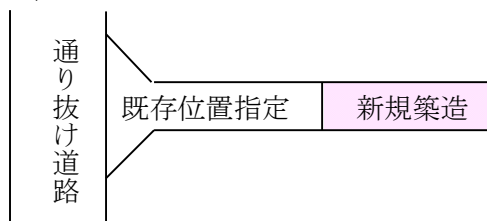
幅員 6 m 以上の道路又は通り抜けの道路を起点とする新たな道路を築造する場合。



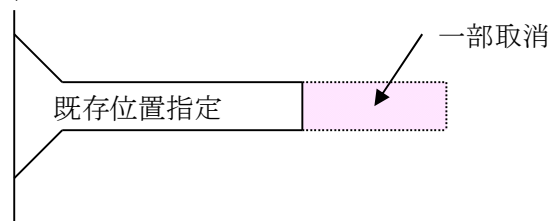
### (2) 変更申請

幅員 6 m 以上の道路又は通り抜けの道路を起点とする既存道路の延長を築造または一部取消により変更する場合又は幅員を変更する場合。

#### (ア)

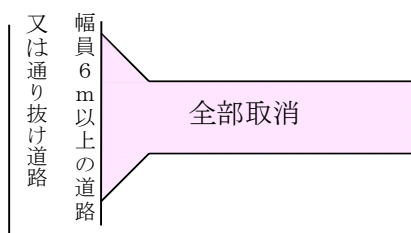


#### (イ)



### (3) 取消申請

幅員 6 m 以上の道路又は通り抜けの道路を起点とする道路のすべてを取消する場合。

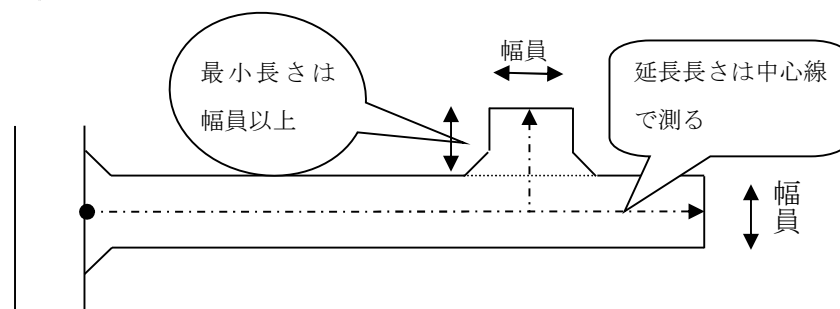


## 第2. 道路の基準

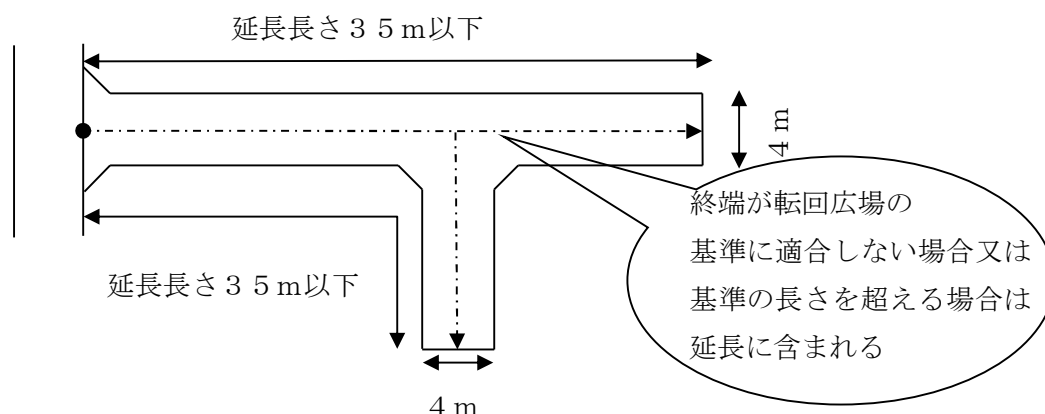
### 1. 幅員と延長の基準

- (1) 幅員は道路の中心線で直角に測り、延長長さは中心線で測る。転回広場は中心点を起算点または終点とする。(ア図、ウ図)
- (2) 幅員の最小寸法は4 m以上である。最小寸法は中心線と平行方向にも適用される。
- (3) 交差、接続、又は屈曲により生じる内角が120度未満の箇所から延長の最小長さは、幅員以上とする。(ア図)
- (4) 両端が他の道路に接続したものは延長長さの制限はない。
- (5) 幅員が6 m以上の場合は、延長長さの制限はない。
- (6) 幅員が6 m未満の袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続するもの)の延長は35 m以下である。ただし、自動車の転回広場を設けた場合はこのかぎりでない。(イ図、ウ図)

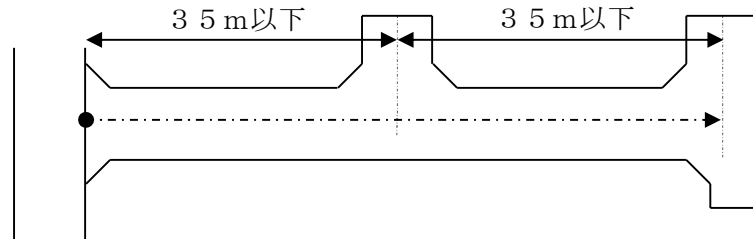
(ア図) 袋路状道路の延長長さ



(イ図) 終端が二以上あり、転回広場の基準に適合しない場合はそれぞれの延長が35 m以下であること。

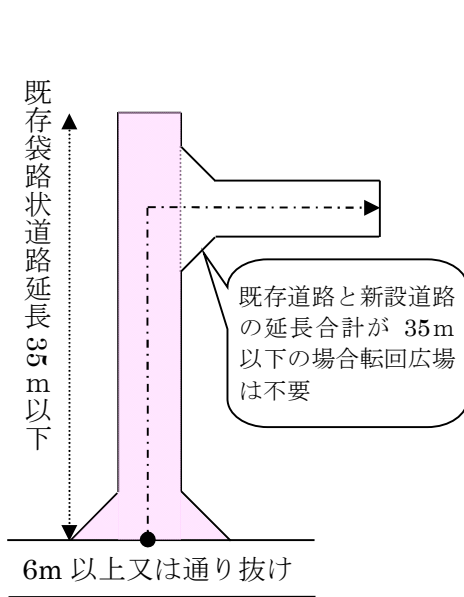


(ウ図) 延長が35mを超える場合で転回広場が設けられた場合の延長の測りかた。

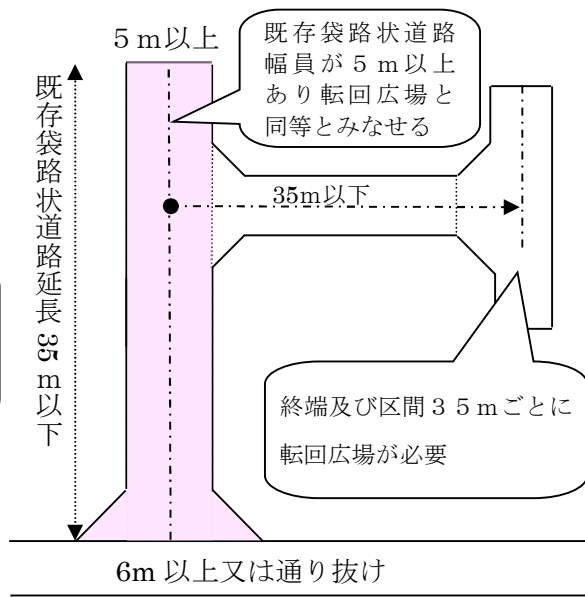


- (7) 既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道の延長長さの取り方  
 ア 既存の袋路状道路を含めて延長長さとする。(ア図)  
 イ ただし接続する既存袋路状道路の接続部分の幅員等が転回広場と同等の場合は既存袋路状道路の中心からの延長長さとする。(イ図)

(ア図)



(イ図)



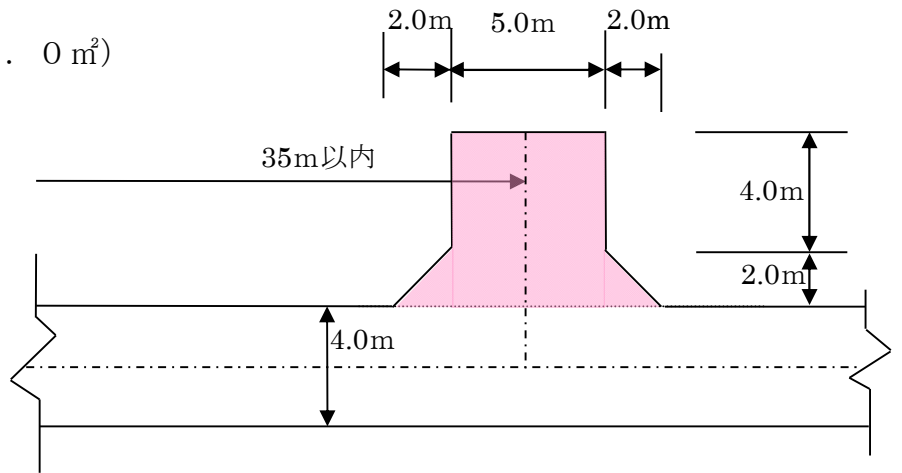
●-----> 延長距離を示す

(8) その他

接続する道路の幅員より位置指定道路の幅員が大きい場合は、建築基準法上および東京都建築安全条例上の「前面道路の幅員」とみなさない場合が一般的であるので注意を要する。(建築審査課で相談のこと)

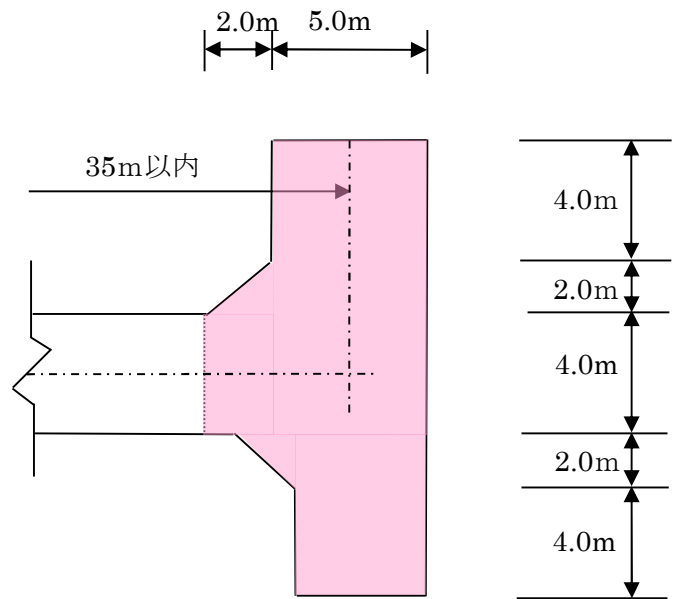
## 2. 転回広場の基準

(1) 区間転回広場 (34.0 m<sup>2</sup>)

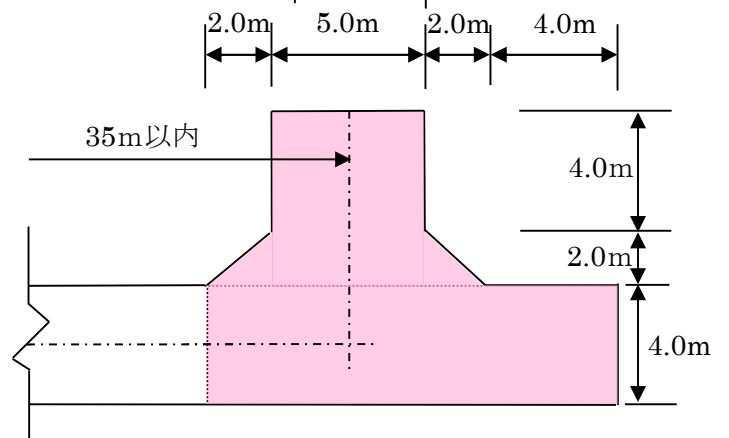


(2) 終端転回広場 (86.0 m<sup>2</sup>)

A型



B型





### 3. すみ切りの基準

道が同一平面で交差し、もしくは接続し、又は屈曲する箇所（内角が120度以上の場合は除く）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。

※内角が60度未満の場合は、角地の隅角を頂点とする底辺2mの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。

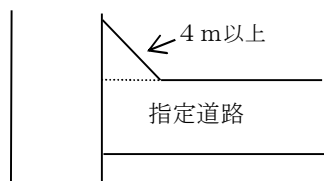
（東京都建築安全条例第82条、下図参照）

ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

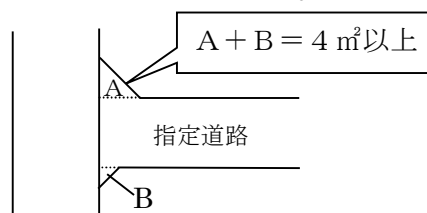
ア 片側に底辺が4m以上となる二等辺三角形のすみ切りを設けた場合。

イ 両側の二等辺三角形のすみ切りの面積の合計が4m<sup>2</sup>以上の場合。

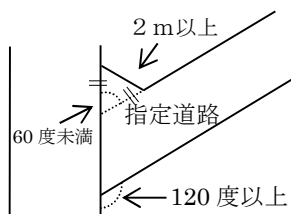
（ア図）



（イ図）



（図：東京都建築安全条例第82条の規定によるすみ切り）



※上記すみ切りの他、東京都建築安全条例第2条のすみ切りが必要な場合があります。（建築審査課で相談のこと）

### 4. 道路の構造の基準

#### （1）舗装

ア 車椅子等の通行を妨げない程度の平滑な構造とし、透水アスファルト等で雨水浸透を図ることが望ましい。

イ ライフライン（ガス・水道等）が未整備の場合は整備完了までの間、その部分に限り砂利敷きとすることができる。

ウ 勾配の急な部分には滑り止めの措置を施すことが望ましい。

#### （2）道路と敷地内の排水

ア 路面排水は、側溝を設ける等道路内で処理すること。道路勾配によっては横断グレーチングを設置して接続道路への流出を防ぐこと。

イ 流末は下水道施設又は道路側溝に接続すること。接続にあたってはそれぞれの管理者と協議すること。

(3) 勾配

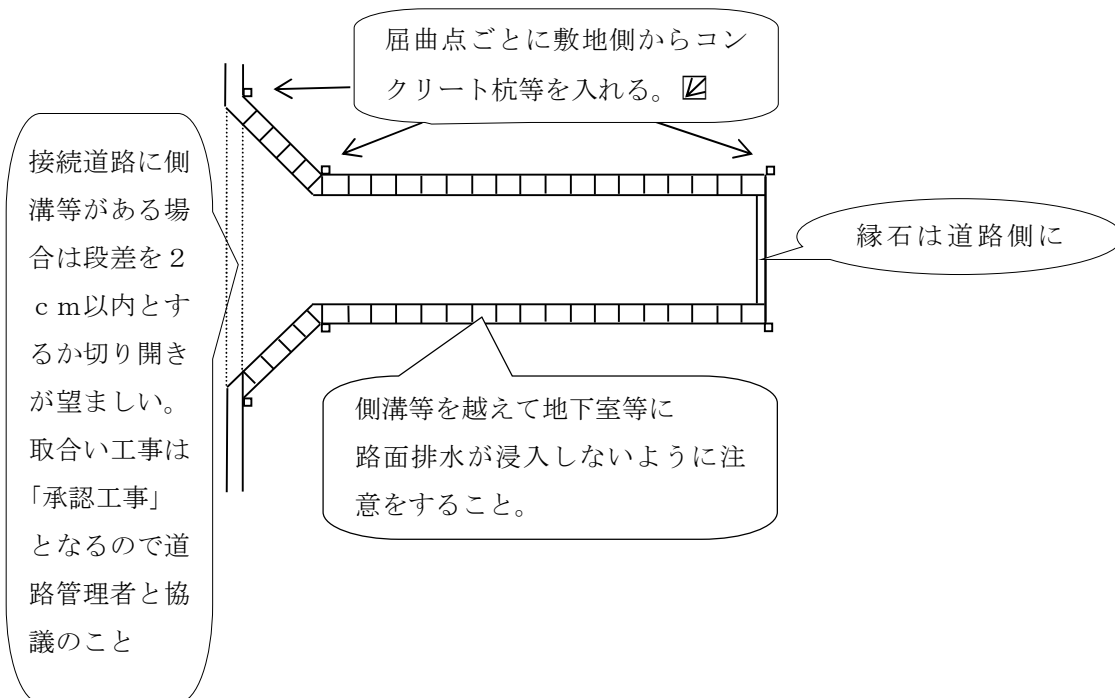
- ア 縦断勾配が12%以下であり、かつ階段状でないもの。
- イ 横断勾配は、1.5%以下であること。

(4) 道路位置の表示

- ア 道路の境界は、側溝、縁石その他により明確にすること。また、屈曲点ごとに敷地側からコンクリート杭等を標示すること。
- イ 側溝、縁石等の段差は、車椅子利用者や高齢者が円滑に移動できるよう、可能なかぎり配慮すること。

(5) L形側溝の高さについて

- ア 車庫前は5cm、車椅子・高齢者等の出入り口は2cmのものを使用するのが一般的である。
- イ 地下車庫、地下出入り口前は路面排水が浸入しないよう配慮すること。



附則

1. この基準は令和2年11月1日から施行する。
2. 旧基準「道路位置指定等の取扱基準」については施行日に廃止する。
3. この基準の施行前に旧基準によりなされた指定処分又は手続きは、この基準によってなされた処分又は手続きとみなす。

○建築基準法施行令（抜粋）

（道に関する基準）

第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合には、袋路状道路（法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
  - イ 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35m以下の場合
  - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
  - ハ 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
  - ニ 幅員が6m以上の場合
  - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅（ぐう）角を挟む辺の長さ2mの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- 四 縦断勾（こう）配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝（こう）、街渠（きよ）その他の施設を設けたものであること。

○建築基準法施行規則（抜粋）

（道路の位置の指定の申請）

第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

○世田谷区建築基準法施行細則（抜粋）

（道路の位置の指定等の申請書等）

第17条

2 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、第17号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、第18号様式による図書及び次に掲げる図書（区長が添付を要しないと認めるものを除く。）を添えて、区長に提出しなければならない。

（1）当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書

（2）登記事項証明書

3 区長は、法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の変更又は取消しを受けようとする者に、第17号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、第18号様式による図書及び前項各号に掲げる図書（区長が添付を要しないと認めるものを除く。）を添えて、その旨の申請をさせなければならない。

（道路の位置の標示）

第20条 区長は、第17条第2項の規定による道路の位置の指定又は同条第3項の規定による道路の位置の指定の変更を受けようとする者に、側溝、縁石その他により道路の境界を明確にさせておかななければならない。ただし、土地の状況によりこの措置がとれない場合は、10センチメートル角で長さ45センチメートル以上のコンクリート又は石のくいによりその位置を標示させることができる。

○東京都建築安全条例（抜粋）

（道路位置の指定基準）

第82条 道に関する基準は、令第144条の4第1項の規定によるほか、道が法第42条第1項から第5項までの規定による道路又は道の境界線と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が60度未満の場合に限る。）が、角地の隅角を頂点とする底辺2mの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであることとする。

第17号様式（第17条関係）

<p>指定 道路位置指定変更申請書 指定取消</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年 〇月 〇日</p> <p>世田谷区長 へ</p> <p style="text-align: right;">申請者 駒沢 広道</p> <p style="text-align: center;">指定</p> <p>建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の変更 を下記 指定の取消し のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありま せん。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
1	申請者住所	世田谷区奥沢3丁目0番7号 電話00(0000) 0000
2	住所	世田谷区上馬4丁目0番20号電話00(0000) 0000
	氏名	代田 太郎
3	指定 道路指定変更とな 指定取消 る土地の地名地番	世田谷区世田谷4丁目240番1, 2, 3の各一部
4	幅員	4.00 メートル
	延長	10.00 メートル
	自動車 回転広場	— 平方メートル
※	受付欄	道路通知書の受領者 令和 年 月 日 氏名

- (注意) 1 申請者欄は、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

# 記入例

第18号様式 (第17条)

## 道路位置

**指定**  
指定変更  
指定取消

枠線で囲んでください。  
二重線などで消す場合は  
訂正印が必要になります。

## 申請図

**指定**

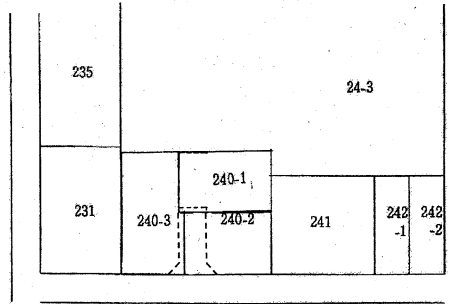
道路 指定変更 となる土地の地名地番 世田谷区世田谷四丁目240番1の一部、2の一部、3の一部  
指定取消

幅員 4.00メートル ・ 延長 10.00メートル ・ 自動車転回広場 〃 平方メートル

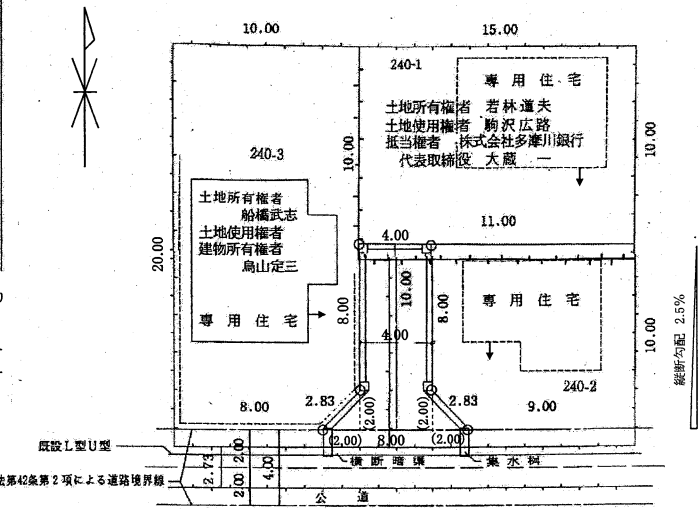
位置指定道路の「管理者」  
を記入してください。  
(注意1参照)

縮 尺	地 籍 図	1/200
	付 近 見 取 図	1/2500
	構 造 図	1/20
	公 図 写	1/600

※道路位置指定・指定変更・指定取消台帳				
告示年月日	年 月 日	年月日	年 月 日	
告示番号第	号	番号	号	号
告示年月日、告示番号、年月日、 番号は記入しないでください。			申請者住所及び氏名	
この図面のとおり道路位置の指定の変更 指定の取消し を承諾します。 令和2年 4月 20日 駒沢広路 〃 〃			東京都世田谷区奥沢三丁目0番7号 駒 沢 広 路 (実印)	
承 諾 書	権 利 等	住 所	氏 名	印
240番1、2 土地所有権者 管理者	世田谷区池尻三丁目0番25号		若 林 道 夫	(実印)
240番1、2 土地使用権者	世田谷区奥沢三丁目0番7号		駒 沢 広 路	(実印)
240番1、2 抵当権者	世田谷区祖師谷四丁目0番23号		株 式 会 社 多 摩 川 銀 行 代表取締役 大 蔵 一	(実印)
240番3 土地所有権者	世田谷区世田谷四丁目0番27号		船 橋 武 志	(実印)
240番3 土地使用権者 建物所有権者	世田谷区世田谷四丁目0番30号		鳥 山 定 三	(実印)
備考	開発面積：498㎡			
図面作成者住所・氏名	世田谷区上馬四丁目0番20号 土地家屋調査士 第000号 代田太郎			
測量者住所・氏名	世田谷区上馬四丁目0番20号 土地家屋調査士 第000号 代田太郎			



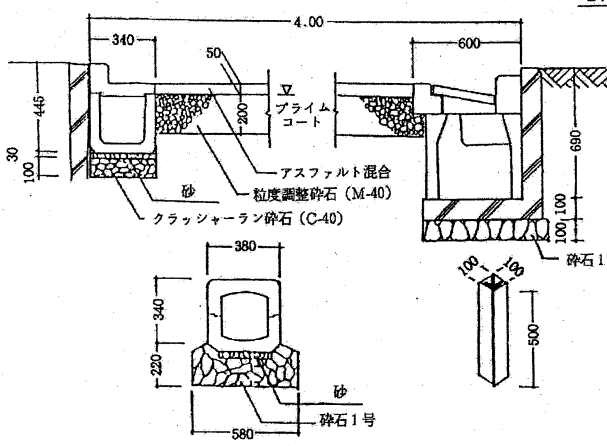
上記は東京法務局世田谷出張所内の公図により  
謄写したものである。 令和2年4月20日  
世田谷区上馬四丁目0番20号  
土地家屋調査士 第000号



地籍図 1/200



付近見取図 1/2500



横断面図

横断暗渠

構造図 1/20

(凡 例)

方 位		都市計画路線	
へ (構造を記入のこと。)		予定する道路の位置	
生 垣		既存道路	
予 定 建 築 物 (用途を記入のこと。)		指定された道路の位置及び建築線 (指定年月日及び番号を記入のこと。)	
既 存 建 築 物 (用途を記入のこと。)		法第42条第2項に該当する道路	
敷 地 界		指定取消される道路の位置	
地 番 界		指定される道路の位置	
町 界		擁 壁	
区 郡 界		高 圧 線	
		が け	
		水 路 及 び 土 揚 敷	

- (注 意)
- 1 承諾書の「権利等」欄は、土地の所有者及びその土地又はその土地の建物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入してください。また、承諾の相手方が、建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の場合は、「管理者」と記入してください。
  - 2 図面中に、地番、権利等及び氏名をそれぞれ記入してください。
  - 3 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入してください。
  - 4 申請の道路の幅員及び長さの単位は、「メートル」(小数点第2位まで)としてください。
  - 5 付近見取図と道路構造図を記入し、土地に高低差がある場合は、その断面図も記入してください。
  - 6 付近見取図と地籍図の方位は、一致させてください。
  - 7 隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入してください。
  - 8 ※印のある欄は、記入しないでください。